

処理に関する知見や技術の体系的な整理・周知、発生量の推計手法の構築・改善・周知、特例措置の検討・準備など7項目を列挙。自治体については、災害廃棄物に関する処理体制の構築や処理能力の確保などについて、検討すべき事項などを挙げた。

また複数の都道府県にまたがる災害を見据え、平時から県域を越えた地域ブロック単位の連携・協力体制の構築が必要だと強調。国（地方環境事務所）が中心となり自治体、民間との連携・協力体制を構築するため、地域ブロック協議会を設置・運営し、対応能力の強化を図るとしている。

災害廃棄物

対策行動指針

環境省が素案

環境省は先月24日、巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会の第5回会合を開催し、災害廃棄物対策行動指針の素案を提出した。同指針は、①国や自治体が備えるべき大規模地震特有の事項②地方ブロックにおける対策行動計画の策定指針③発生後に環境大臣が策定する処理指針のひな形――をまとめたもの。行動指針の背景および目的と基本理念等を示す総則からはじまり、発災前の備え、発災後の対策の3つの柱からなる。

発災前の備えについては、国と自治体が備えるべき事項を整理。国の備えとしては、災害廃棄物